



特約条項

暴力団排除に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される地域応援プレミアム商品券取扱加盟店登録申請書兼誓約書と一体をなす。

(加盟店が暴力団員等であった場合の協議会の解除権)

第2条 協議会は、加盟店が次の各号のいずれかに該当するときは、商品券取扱加盟店の登録を取り消すことができる。

- (1) その役員等(加盟店が個人である場合にはその者を、加盟店が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下、この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 加盟店が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、加盟店がその相手先に対して当該契約の解除を求め、相手先がこれに従わなかったとき。